



序章 新時代を迎えるまちに向けて

第1節 新時代に向けたまちづくり

第1項 新時代に向けたまちづくり

第2節 持続可能なまちづくり

第1項 持続可能な開発目標(SDGs)の推進

第2項 関係人口増加、移住・定住の促進 ★

第3項 循環型社会の構築

第4項 行財政改革の推進

第3節 さらなる地域力の向上

第1項 市民主役のまちづくり ★

第2項 協働・コミュニティ活動の活性化

第3項 ダイバーシティ社会の実現

(★目標・指標を設定)



第1節 新時代に向けたまちづくり

第1項 新時代に向けたまちづくり



■ 現況と課題

地方における人口減少と少子高齢化は、担い手不足の急速な進行を招き、インフラや公共交通、買物、医療・福祉など日常生活に不可欠なサービスの維持等の課題を生じさせ、地域社会の将来にも大きな影響を及ぼすと考えられます。

そのような中、人口減少に歯止めをかける対策に力点を置き、将来にわたって持続可能なまちづくりを進めることが極めて重要です。

また、人口規模に頼ることなく、豊かな市民生活を営むことができるまちのしくみづくりも必要となっています。

一方で、本市が近い将来控えている北陸新幹線全線開業により、高速交通環境が飛躍的に向上し、交流人口の増加をはじめ、移住・定住への対応など、全線開業がもたらす効果を最大限に活かした、新たなまちの実現が期待されています。

こうした取り組みを進めると同時に、IoTなど急速な技術革新に対応し、DX（デジタルトランスフォーメーション）を推進するまちづくりを進めることも重要です。

■ 基本方針

小浜市では、近い将来、北陸新幹線全線開業が実現することにより、首都圏と直結されるほか、関西圏への通勤・通学が可能となるなど、本市のまちづくりに与えるインパクトは非常に大きなものと考えられます。

これにより、本市は、新幹線の駅を有する都市として、これまで以上に重要性が高まるとともに、飛躍的に増加することが期待される交流人口や移住・定住人口への対応など、さらなるまちのステップアップが期待されます。

こうした新時代のまちづくりの実現に向けて、子育て支援やUターン意識を醸成するとともに、関係人口の増加や移住・定住の促進など、幅広い人口減少対策のほか、豊かな自然や生活環境の維持、継承に取り組むなど、市民・団体・事業者・行政が一丸となって、悠久の歴史と風土が活きる『新たな時代の御食国』の実現に取り組めます。

■ 施策の体系

第1項 新時代に向けたまちづくり ————— 第1号 新時代に向けたまちづくり



■取組内容

第1号 新時代に向けたまちづくり

- 市民生活の維持・向上はもとより、関係人口や移住・定住の増加など、北陸新幹線全線開業後のまちづくり像を描いた「小浜市新まちづくり構想」を踏まえ、小浜が持つ良さである、守るべき小浜固有の文化・風土・暮らしを活かし、さらに新幹線や新技術などを賢く取り入れた、新たな時代のまちづくりに向けた取り組みを進めます。
- 物価高騰や感染症対策など、様々な社会課題に対応したまちづくりを推進します。

市民・団体・事業者・行政の協働のあり方

市民は、素晴らしい地域資源の活用ならびに継承に取り組むとともに、今後増加する交流人口や移住・定住に対して理解を深めます。

団体は、今後増加する移住者や関係人口と積極的に関わり、受入れに向けて理解を深めます。

事業者は、北陸新幹線全線開業に向け、交流人口の受入体制を整え、地域経済の拡大に向けた体制づくり、移住・定住の拡大の受け皿づくりに努めます。

行政は、北陸新幹線全線開業による効果や暮らしの変化など、市民等への情報共有を図り、理解を促進するとともに、新たなまちづくりの実現に向けた機運の醸成に努めます。

すべての主体は、北陸新幹線全線開業の新たなまちづくり構想に掲げる“スマート&スローシティ”の実現に向け、機運の醸成を図ります。

【市民】すべての市民を指します。市民は、次に掲げる「団体」「事業者」「行政」にも属しています。

【団体】集落や地区といった地域の団体、子ども会や婦人会、老人会といった各種団体、サークルやボランティア団体、非営利団体（NPO）等を指します。

【事業者】利益を目的とした事業活動を行う企業等の法人や個人経営者等を指します。

【行政】市役所、公立学校、警察、消防、公立病院などの公共機関を指します。

第2節 持続可能なまちづくり

第1項 持続可能な開発目標(SDGs)の推進



■ 現況と課題

人口減少社会への対応については、出生数の増加や良好な子育て環境の提供、学生の市内就業やU・I・ターンの促進など、人口の増加に結びつく対策に力点を置くとともに、人口減少の中にあっても豊かな市民生活を営むことができるまちのしくみづくりも必要です。

SDGsの理念を踏まえ、すべての市民が幸せに暮らし続けることができる持続可能なまちづくりに取り組むとともに、めざすまちの姿の実現に向けて、持続的に成長を続けるまちづくりが求められています。

■ 基本方針

北陸新幹線全線開業に向けて、本市がさらに魅力を高め、輝き続けていくため、本市の豊かな自然や生活環境の維持を図るとともに、自然との共生や生活環境を守る市民の意識醸成等、循環型社会の構築など、SDGsの理念も踏まえた持続的な成長をめざすまちづくりに取り組みます。

■ 施策の体系

第1項 持続可能な開発目標(SDGs)の推進 —— 第1号 持続可能な開発目標(SDGs)の推進



■取組内容

第1号 持続可能な開発目標(SDGs)の推進

- 本市の持続的な発展に向けて、市民・団体・事業者・行政それぞれにおいてSDGsが持つ理念について互いに理解を深めるとともに、パートナーシップによる持続可能な社会の構築に向けて、日頃行われている取り組みがSDGsに定める目標の達成につながっていることを意識できるよう“見える化”し、啓発していきます。

本市では、令和3(2021)年度からスタートする第6次小浜市総合計画の各政策施策分野において、SDGsがめざす17のゴールを関連づけることで、総合計画、SDGsを一体的に推進していきます。

市民・団体・事業者・行政の協働のあり方

市民・団体は、SDGsの理念について理解を深め、日常生活や活動においても関連性の高い、身近な問題であることを認識し、自分ごととして主体的に取り組むよう努めます。

団体・事業者は、SDGsの理念に理解を深め、持続的な成長に向けて具体的かつ主体的に取り組みを推進します。

行政は、市民・団体および事業者に対し、SDGsの理念の理解促進を図り、主体的な取り組みを促進するとともに、「誰一人取り残さない」社会の実現ならびに本市の持続的な成長をめざして、様々な施策を推進します。

第2項 関係人口増加、移住・定住の促進



■ 現況と課題

市内の各地区では、まちづくり協議会を中心に地域づくりに取り組んでいますが、まちづくりに携わる人材の固定化、縮小など、人材の確保・育成が課題となってきています。

今後においても人口減少の歯止めがかからないと予測されている中、小・中学校や高校、大学など、子どもたちの成長段階に合わせて、地域づくりに興味を持ち、実践を通じた郷土愛を深める取り組みを通じて、Uターン意識を醸成していくことはたいへん重要です。

また、県内外の大学生の本市での活動を通じて、地域への愛着を生み、将来の移住、さらに定住の獲得につなげるとともに、まちづくり協議会等との交流を通じて関係人口の増加につなげるため、地域コミュニティへの外部人材の受入体制の構築が必要となっています。

一方で、近年、結婚に関する価値観の変化などにより、少子化の要因である未婚化・晩婚化が進んでいます。結婚を希望しながら出会いの場が少ない独身者に、出会いの機会を提供することで、結婚へのきっかけづくりを行い、未婚化、晩婚化に歯止めをかけることが必要です。

さらに、市民をはじめ、関係人口やUターンなどの若者等の定着を図るために、交流を深める等出会いの機会を創出し、結婚の機運醸成のほか、定住に向けた課題・ニーズをくみとり、施策に反映させるなど、定住人口の増加に向けた取り組みも必要となっています。

■ 基本方針

北陸新幹線の全線開業に向けて、交流人口の増加を図るとともに、自然や歴史、食といった本市の強みを活かし、住んでみたいと思える体験や情報発信に取り組み、移住および定住人口の増加につなげます。

また、小・中学生や高校生、県内外の大学生など、若い世代における地域活動を支援するとともに、各地区のまちづくり協議会などとの連携により、地域コミュニティへの外部人材の積極的な参加を促すなど、関係人口の受入体制の整備を図ります。

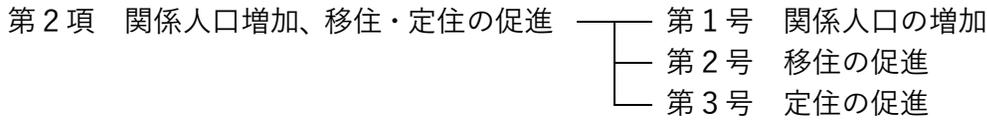
さらに、関係機関と連携・協働し、市民をはじめ、関係人口やUターンなどの若者の結婚に向けた機運醸成を図るとともに、結婚希望者を対象とした出会いの機会拡大を図り、若い世代の定住を促進します。

■ 目標・指標

| 目標・指標名 | 目標・指標説明 | 実績値 | 目標値 | 目標値 |
|----------------------|-----------------------------------|-------------------|-------------------|--------------------|
| | | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和12年度 |
| 移住支援等を利用して定住に結びついた人数 | 移住支援等の利用者のうち、本市へ定住に結びついた人数(5年合計値) | 14人 (R3~R6合計値) | 10人 (R3~R7合計値) | 15人 (R8~R12合計値) |

第2節 持続可能なまちづくり

■ 施策の体系



■ 取組内容

第1号 関係人口の増加

- 関係人口を増加し、将来的な定住人口を獲得するため、県内外の学生と地域住民が協働で行う地域活動を推進します。
- 協定締結大学と連携した学生の受入れを推進します。
- ふるさと納税制度を活用し、体験プログラムや宿泊等といった本市への来訪につながるしくみを拡充します。

第2号 移住の促進

- 本市の魅力や住みやすさなど、移住を検討する際に有益な情報を本市独自の移住・定住サイトに掲載し、積極的に情報発信します。
- 活用可能な空き家を地域資源と位置づけ、地方への移住等へスムーズに活用できるしくみづくりに取り組みます。
- テレワークなど新しい働き方に対応した環境づくりに取り組みます。

第3号 定住の促進

- 小・中学校と地域との連携によるふるさと学習の推進や高校の探究活動等との連携により、地域づくりに興味を持ち、実践を通じた郷土愛を深める取り組みを推進します。
- 地元の若者やUターン等の結婚希望者を対象に、出会いの場を提供するなど、若者の定住促進を図ります。
- 地域における婚活支援関係者等や出会いのきっかけづくりを応援する団体を支援します。
- 出会いの場やイベント等の情報が、必要とする対象者に届くよう各種メディアを通じて積極的に提供します。

市民・団体・事業者・行政の協働のあり方

市民・団体は、関係人口の増加や移住・定住の促進に対して理解を深めるとともに、将来を支える貴重な人材として捉え、地域活動を通じた受入体制づくりに努めます。また、社会全体で結婚に向けた機運を高め、結婚を希望する独身者に結婚のきっかけづくりを行うなど、婚活をサポートします。

事業者は、事業活動を通じた情報発信に取り組むとともに、移住・定住の促進に向けた雇用の創出に努めます。

団体・事業者は、出会いの機会や婚活情報を提供するなど、結婚希望者を積極的に支援します。

行政は、地域活動等を通じた郷土愛の醸成を図るとともに、関係人口の増加や移住の促進を通じて、本市の良さを伝え、定住人口の増加に努めます。また、積極的に婚活に関する情報提供を行うとともに、婚活を応援する団体・事業者の支援に努めます。

第3項 循環型社会の構築



■ 現況と課題

市民は、ごみの分別の徹底や資源回収、事業者は排出事業者責任に基づく廃棄物の適正処理、行政は分別回収の推進や不法投棄の監視指導等に取り組んでいます。

しかしながら、ごみの排出量の低減や資源化率の向上、不法投棄や不適正処理の撲滅等には至っていません。

「循環型社会」を構築するためには、市民、団体、事業者、行政等、多様な主体が、それぞれの役割をより一層果たしていくとともに、各主体が連携・協働して取り組む必要があります。

■ 基本方針

「大量生産・大量消費・大量廃棄」型の経済社会から脱却し、生産から流通、消費、廃棄に至るまで物質の効率的な利用等を進めることにより、資源の消費が抑制され、環境への負荷が少ない社会を形成することが急務となっています。

廃棄物等の発生を抑制し、資源の循環的な利用および適正な処分、限りある資源の消費を抑制することで、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」の構築をめざします。

■ 施策の体系

第3項 循環型社会の構築 ————— 第1号 循環型社会の構築



■取組内容

第1号 循環型社会の構築

- 地域が足もとにある地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、環境・経済・社会が統合的に循環し、地域の活力が最大限に発揮されることをめざす「循環型社会」のしくみづくりを推進します。
- 環境に配慮したグリーン製品等の推奨、プラスチック廃棄物の排出抑制および適正な処理、小型家電の回収等による金属の再資源化、食品ロス削減等、ライフサイクル全体での資源循環を推進します。
- 廃棄物の分別収集、減量化、違法な廃棄物処理を行う者に対する指導、不法投棄や不適正処理が行われた土地の生活環境保全上の支障の除去、海岸漂着物等の回収処理および発生抑制対策等、適正処理のさらなる推進と環境再生に努めます。
- 家電リサイクル法や食品リサイクル法等、各種リサイクル法に基づいた資源の循環的な利用を推進します。
- 資源を有効に活用し、環境への負荷を軽減するため、断るリフューズ（Refuse）、ごみを減らすリデュース（Reduce）、再利用するリユース（Reuse）、再資源化するリサイクル（Recycle）等、4 Rの意識啓発を図ります。

市民・団体・事業者・行政の協働のあり方

市民・団体は、製品の長期間使用や再生品の使用、分別回収に取り組みます。

事業者は、製造、販売等の事業活動を通じて、廃棄物の排出抑制や循環的な利用、適正な処分に取り組みます。

行政は、資源の循環的な利用、処分に必要な措置を講じるほか、「循環型社会」の形成に関し、地域の自然環境や社会的な条件に応じた施策を実施します。

第4項 行財政改革の推進



■ 現況と課題

人口減少・少子高齢化社会の進展や市民ニーズの多様化などの社会環境は、想定より速い速度で変化しており、今後、税収基盤の縮小や社会保障経費の増加などにより、公共サービスを維持していくために必要な財源確保が難しくなる恐れがあります。これらのことから、将来にわたり、必要な市民サービスを提供していくには、社会情勢の変化に柔軟に対応できる組織づくりと、強固な財政基盤を構築し、市民と協働しながら施策を進めていくことが求められます。

加えて、本市においては、北陸新幹線小浜・京都ルート早期全線開業に向けた取り組みを推進しており、未来に向けた新たな投資を可能とする体力ある市政運営が必要不可欠であると考えています。

そのためには、先進的なICTを活用するスマート自治体への転換や、近隣市町と共通する課題に対応する広域連携などで効率化を図り、老朽化する公共施設の集約や再配置など、戦略的にダウンサイジングを進めていく必要があります。

これまで本市が取り組んできた市民協働をさらに進め、ICTや広域連携に取り組み、生産性の向上や行財政資源の集中により、長期的な視点に立った持続可能な行財政運営をめざします。

■ 基本方針

長期的な視点に立った持続可能な行財政運営をめざし、「第6次行財政改革大綱」および「行政経営プラン」に基づく各種施策に取り組みます。

《第6次行財政改革大綱の基本理念》
「時代の変化に対応した持続可能な行財政運営」

■ 施策の体系

- 第4項 行財政改革の推進
 - 第1号 簡素で効率的な行政体制の確立
 - 第2号 市民協働および広域連携の推進
 - 第3号 持続可能な財政運営



■取組内容

第1号 簡素で効率的な行政体制の確立

- 意欲の高い人材の確保・育成等を推進し、社会情勢の変化や多様化する市民ニーズに柔軟かつ迅速に対応できる組織体制を構築するとともに、部局横断的な対応など、関係部署間の連携強化を図ります。
- 公共サービスの質を向上させるため、民間委託や指定管理者制度の導入、民営化の推進など民間企業のノウハウや経営感覚を活用するとともに、業務の効率化を図ります。
- 行政手続きのオンライン化による市民サービスの向上や、行政事務においてICT（情報通信技術）などの先端技術を活用した効率的な行政運営に取り組むとともに、非常時における危機管理対応へのICT活用等を推進します。
- 業務の見直しを図るとともに業務量等に見合った適正な職員配置を行い、職員の定数管理の適正化を図ります。

第2号 市民協働および広域連携の推進

- 情報発信を強化するとともに、公正で透明性のある行政経営を推進します。
- 市民参加のまちづくりを積極的に進めるため、協働のまちづくりをリードする人材の育成に取り組みます。
- 広域的な視点に立って、様々な分野で近隣市町と連携し、スケールメリットを活かしたサービスの質の向上、コスト削減を図ります。
- まちづくり団体、大学等と連携し、地域や地域の人々と多様に関わる関係人口の増加を図ります。

第3号 持続可能な財政運営

- 中期財政計画を策定し、持続可能な財政運営に取り組めます。
- 自主財源の確保および受益者負担の適正化に取り組めます。
- 本市の歳入水準に見合った歳出構造への転換を図るため、総人件費の縮減を行うとともに、事務事業の戦略的な縮小・廃止や公共投資等の重点化・平準化に取り組めます。
- 老朽化が進む公共インフラの長寿命化に取り組むとともに、将来の人口動態や施設の利用状況等を踏まえ、公共施設配置の最適化を図ります。

市民・団体・事業者・行政の協働のあり方

市民・団体・事業者は、市政に常に関心を持ち、自分たちの住むまちを自分たちで良くしていくという、まちづくりへの参画意識を向上し、それぞれの特性に応じた役割と責任の分担に努めます。

行政は、市民の視点に立った成果重視の行政経営を推進することにより、市民との信頼関係の構築に努めるとともに、「第6次行財政改革大綱」および「行政経営プラン」に基づき、各種の取り組みを推進していきます。

第3節 さらなる地域力の向上

第1項 市民主役のまちづくり



■ 現況と課題

市内全地区にまちづくり協議会が設立され、多くの地域住民の参画のもと、地域課題の解決につながる事業等に取り組んでいます。

市民活動団体等においては、市の「みんなで潤う☆小浜づくり事業」や「夢づくり市民活動支援事業」等を活用し、環境美化や観光、福祉に関することなど、地域貢献活動に取り組む団体が多くあります。

事業者においては、産業活動や商業活動のほか、清掃活動への参加やまちづくり協議会と連携した地域づくり活動に取り組むなど、積極的に地域貢献を行う事業者が増えてきています。

行政は、情報交換会等を開催し、まちづくり協議会間の連携強化に取り組んでいますが、まちづくり協議会と市民活動団体との結びつきが弱いことから、市民・団体・事業者が持つ「地域力」を効果的・効率的に結びつける必要があります。

今後、持続可能なまちを形成するためには、それぞれのまちづくり活動への参画意欲を向上させ、「地域力」をさらに高めていくことが不可欠です。また、まちづくり協議会や市民活動団体等においては、参画する市民や活動内容等が固定化の傾向にあるほか、リーダーや後継者不足等も課題となっていることから、リーダーや後継者の育成等に取り組む必要があります。

■ 基本方針

これまで進めてきた「協働のまちづくり」の取り組みを継承するだけでなく、さらに多くの市民が地域づくりを自分ごととして捉え、まちづくり協議会をはじめ、NPOや市民活動団体、各種団体等の活動に積極的に参画し、自分たちがまちづくりの主役であるという認識を持ち、地域課題の解決に向けた活動に主体的に取り組んでいきます。

こうした地域課題の解決に向けて、市民が主体的に取り組む活動を支援するなど、市民主役のまちづくりをめざします。

■ 目標・指標

| 目標・指標名 | 目標・指標説明 | 実績値 | 目標値 | 目標値 |
|----------|----------------------------|-------|-------|--------|
| | | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和12年度 |
| 市民提案事業件数 | 市民および団体が主体となった企画提案・実施事業の件数 | 9件 | 12件 | 14件 |



■ 施策の体系

第1項 市民主役のまちづくり ————— 第1号 市民主役のまちづくり

■ 取組内容

第1号 市民主役のまちづくり

- 【市 民】協働のまちづくりの理念をもとに、市民一人ひとりが地域づくりを自分ごととして捉え、まちづくり協議会などの活動に積極的に参画していきます。
- 【団 体】引き続き、地域貢献活動に取り組んでいくとともに、今後も継続して活動が行えるよう、リーダーや後継者の育成に努めます。
- 【事業者】引き続き、地域貢献活動に取り組んでいくとともに、まちづくり協議会等の各団体と連携した活動に取り組むよう努めます。
- 【行 政】まちづくり協議会やNPO、市民活動団体等の活動が継続できるよう引き続き支援していくほか、市民・団体・事業者が持つ「地域力」を結集させるコーディネーター（調整・統括役）としての機能を強化します。また、各種まちづくり等に関する計画などの策定について、策定初期の段階から市民が参画する機会を確保します。

市民・団体・事業者・行政の協働のあり方

市民・団体・事業者・行政は、それぞれがまちづくりの主役であることを常に意識し、各々が持つ「地域力」を高め、発揮するよう努力します。

【市 民】すべての市民を指します。市民は、次に掲げる「団体」「事業者」「行政」にも属しています。

【団 体】集落や地区といった地域の団体、子ども会や婦人会、老人会といった各種団体、サークルやボランティア団体、非営利団体（NPO）等を指します。

【事業者】利益を目的とした事業活動を行う企業等の法人や個人経営者等を指します。

【行 政】市役所、公立学校、警察、消防、公立病院などの公共機関を指します。

第2項 協働・コミュニティ活動の活性化



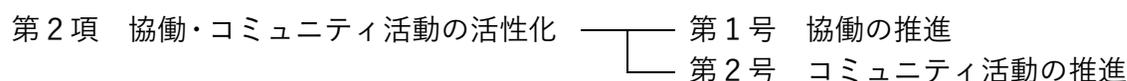
■ 現況と課題

令和4（2022）年度まで、まちづくり協議会は、公民館を拠点に活動していましたが、地域の課題解決に取り組むまちづくり協議会等の活動がますます活発になる中、従来の公民館のままでは社会教育法の目的以外（収益事業等）の事業について制約を受けるなど、活動の幅が制限されることから、令和5（2023）年度から、社会教育施設としての機能を維持しつつ、各地区のまちづくりの拠点施設として、全12地区の公民館をコミュニティセンターに移行しています。

■ 基本方針

協働のまちづくりを推進する施策の一つとして、各地区にまちづくり協議会を設立しました。コミュニティセンターを活動拠点として、多くの市民や団体等が参画し、地域課題の解決につながる事業等に取り組んでいます。引き続き、まちづくり協議会や各団体等が活動しやすい体制を構築し、活性化を図るとともに、リーダーや後継者の育成、情報の積極的な発信や対話集会を含め広く市民のアイデアを収集するなど、さらなる協働のまちづくりを推進していきます。

■ 施策の体系





■ 取組内容

第1号 協働の推進

- まちづくり協議会等の活動の継続に向け、研修会の開催等、リーダーや後継者などの人材育成ならびに市民の意識醸成に努めます。
- 引き続き、広報おばまや市公式ウェブサイト、CATVなど様々なメディアを活用し、市政情報やまちづくりに関する情報を発信していきます。
- 市長との対話集会、出前講座、パブリックコメントなどをはじめ、インターネットなど各種メディア・ツールを活用し、市政に対する意見やまちづくりに関するアイデアなどを積極的に収集し、反映させていきます。

第2号 コミュニティ活動の推進

- コミュニティセンターにおいて、まちづくり協議会や各種団体、地域住民の活動を推進し、持続的な地域運営体制の構築を促すなど、地域力の向上につなげます。

市民・団体・事業者・行政の協働のあり方

市民・団体は、まちづくりについて常に関心を持つとともに、まちづくり活動に積極的に参画します。

事業者は、市民・団体・行政が行うまちづくり活動に積極的に協力します。

行政は、市民・団体・事業者が協働のまちづくりに効果的に取り組めるようサポートするとともに、市政情報やまちづくりに関する情報の提供、また、情報の収集に努めます。

第3項 ダイバーシティ社会の実現



■ 現況と課題

本市では、平成14（2002）年に「小浜市男女共同参画推進条例」を制定し、その実効性を高めるため「小浜市男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画社会の実現をめざしてきました。しかし、依然として性別による固定的な役割分担意識や慣習が残っており、意識改革の継続が求められています。

性的マイノリティ²⁷など、性の多様性を認め合うなど、一人ひとりが個性と能力を十分に発揮できる共生社会の実現に向け、引き続き理解促進を進める必要があります。

さらに、仕事・家庭生活・地域生活など、社会のあらゆる分野において、誰もが参画し活躍できるよう、ワーク・ライフ・バランス²⁸を実現するための環境の整備に努めていくことが必要です。

近年、交通手段や情報通信技術の発達により、国境を越えた人の往来が増加し、本市においても在住外国人や外国人旅行者が増えるなど、地域社会の国際化が進んでいます。こうした変化は地域の活力向上につながる一方、多様な文化的背景をもつ人々が安心して暮らし、訪れることができる環境づくりが求められています。

一方で、国際交流に関する民間団体等の活動は一定程度行われているものの、人材や財政面の制約から、十分な支援体制が整っているとは言えません。また、在住外国人が生活上の悩みや困りごとを相談できる場や、地域住民と外国人が相互理解を深める機会も必ずしも十分ではなく、多文化共生の基盤強化が求められています。

■ 基本方針

「小浜市男女共同参画基本計画」に基づく取り組みを継続し、すべての人の人権が尊重され、互いを認め合いながら個性と能力を発揮できる社会の実現を目指し、ダイバーシティ社会の推進に取り組みます。

多様な文化的背景をもつ人々が地域社会の一員として安心して暮らし、活躍できる環境づくりを進めます。

また、国際化の進展に伴い増加が見込まれる在住外国人との共生を、地域力向上の一環として捉え、市民の理解促進や受入環境の改善を段階的に進めます。

²⁷ 性的マイノリティ | 同性愛者、両性愛者、性同一性障がい者（トランスジェンダー）など、性的少数派のこと。

²⁸ ワーク・ライフ・バランス | 一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会のこと。



■ 施策の体系

第3項 ダイバーシティ社会の実現

- └─ 第1号 男女共同参画社会の推進
- └─ 第2号 多様な文化の共生

■ 取組内容

第1号 男女共同参画社会の推進

- 性別にかかわらず、誰もが個人として尊重され、個性や価値観を認め合う社会をつくるため、固定的な役割分担意識や慣習の見直しなど、意識改革に努めます。
- 家庭・地域社会・職場などあらゆる分野で、誰もが個性や能力に応じて活躍することができるよう、重要な事項を決定する場での女性の参画などを促進します。
- 誰もが均等な雇用機会を保障され、ワーク・ライフ・バランスを実現できる職場環境づくりに取り組みます。また、在宅勤務など多様な働き方の啓発に取り組みます。
- 誰もが健康で安心して生活することができ、生きがいを持っていきいきと過ごせるよう環境整備を行います。
- DVなどあらゆる暴力を根絶するため、誰もが安心して相談できる体制を充実し、関係機関が連携して困難な状況を抱えた人を支援していきます。また、防災施策に男女共同参画の視点を取り入れ、災害対応力を強化していきます。
- 市民や団体、事業者に向けて男女共同参画に関する意識啓発や情報発信に努めます。また、第3次おばま男女共同参画プランの実施状況を検証します。

第2号 多様な文化の共生

- 国籍、人種、文化などの違いを超えて、すべての人が互いを尊重し、個性と能力を発揮できる多文化共生社会の実現に向けた取り組みを推進します。
- 在住外国人が地域での生活に必要な情報を得られるよう、民間団体や企業等との連携を図りながら、相談窓口の周知や支援人材の育成に段階的に取り組みます。

市民・団体・事業者・行政の協働のあり方

市民・団体・事業者は、それぞれの立場で、家庭、地域、職場などあらゆる分野で、性別・国籍・人種等にかかわらず誰もが個性や能力を発揮し活躍できる社会をめざし、意識改革や環境整備に努めます。行政は、市民・団体・事業者・関係機関との連携を図りながら、実効性のある施策を推進します。